

環境測定仕様書

1 対象業務

令和7年度長崎労働局管下10施設の建築物環境測定業務委託

2 目的

本業務は、建物の環境衛生を良好に保持するため、建築物の事務室等の空気環境測定及び照度測定を行うことを目的とする。

3 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日までとする。

4 契約履行場所

「対象施設一覧」のとおり

なお、長崎公共職業安定所、島原公共職業安定所、諫早労働基準監督署の3施設については、個別空調方式のため空気環境測定は不要。(照度測定のみ。)

5 委託業務の詳細

(1) 空気環境測定

空気環境測定業務は、室内環境の状況を正しく保ち、人の健康に影響があるか否かを判断する目的として実施する。

①空気環境測定を行う者の資格は、建物環境衛生法施行規則第26条第2項に定める空気環境測定実施者とする。

②受託者は、測定結果の報告を発注者に書面で報告する。なお、測定の結果、下記の表の管理基準値に適合しない場合は、その原因を推定し、報告すること。

③測定の方法等については、次に定める方法による。

(a) 空気環境測定の測定項目及び測定器等は、下記表による。

測定項目	測定器等	管理基準値
1.浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 μ m のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m 以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1 m^3 につき 0.15mg 以下
2.一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100 万分の6以下

3.二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100 万分の 1000 以下 (=1000ppm以下)
4.温度	0.5 度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	① 18 度以上 28 度以下 ②居室温度を外気温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5.相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上 70%以下
6.気流	0.2m/s 以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s 以下

※表中 1、2、3 に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1 日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、午前、午後の 2 時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※表中 4、5、6 に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。ただし、これによりがたい場合は、1日の使用時間中における2回の測定値とする。

(b) 測定位置等は、次による。

(1) 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、各階毎に居室の中央部の床上 75cm 以上 150cm 以下の高さで測定する。なお、床上 10cm の高さでの温度測定の必要がある場合には特記による。

(2) 外気については、外気取入口付近及び 1 階出入口付近で測定する。ただし、浮遊粉じん、気流及びホルムアルデヒドの量の測定は行わない。

(c) 測定周期は、2月以内ごとに1回とする。

(d) 測定点数は特記による。なお、特記がない場合は、下記により算出する。

特定建築物の延べ床面積	測定を要する延べ床面積に対し	外気の測定点数
	1 測定点当たりの床面積	
3,000 m ² 未満	300 m ²	2点
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	400 m ²	2点
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	500 m ²	2点
10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	800 m ²	2点
20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	1,000 m ²	2点
30,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	2,000 m ²	2点

(注1)測定を要する延べ床面積とは、空気調和設備又は機械換気設備を設けている居室の延べ床面積をいう。

(注2)算出値の小数点以下は、切り上げる。

(2) 照度測定

事務室内の照度等を測定する。

①測定結果の報告等

受託者は、測定結果の報告を書面により発注者へ報告する。なお、測定の結果、下記表の所要照度に適合しない場合は、その原因を追求し、施設管理担当者に報告する。

②測定方法等は次に、次に定める方法による。

- (a) 測定方法は、JIS C 7612(照度測定方法)によるものとし、測定機器は JIS C 1609 -1(照度計)の規格品とする。
- (b) 測定周期は、6月以内ごとに1回とする。
- (c) 測定箇所は、別紙によるが、これにより難しい場合は各所属担当者と協議し決定することとする。

所要照度(JIS Z 9110「照度基準総則」より抜粋)

室名・区分	照度範囲(lx)
設計室、製図室、事務室、役員室	1,000～500
電子計算機室、集中監視室、会議室、応接室	750～300

6 機密保持及び作業員に関する事項

- (1) 落札者は作業員の身元、風紀、衛生及びその他規律に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 作業員には、制服を着用させ氏名を明示させること。
- (3) 作業中に知り得た行政情報は部外秘とし、個人情報の漏洩等が起らないようにすること。

7 再委託について

- (1) 受注者は、原則として当該業務を下請け会社等他者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、長崎労働局に対して別に定めた様式により再委託に係る承認申請を行い、長崎労働局から承認を受けた場合はこの限りではない。また、当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合には、再委託に係る承認を得る必要はない。
- (2) 再委託が認められるのは当該業務の一部についてであり、当該業務の全部を再委託することはできない。なお、当該業務の一部を再委託する場合は、以下による。
 - ・再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、長崎労働局に対し全ての責任を負うものとする。
 - ・本契約を遵守するために必要な事項について、契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。
 - ・再委託者の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を長崎労働局に対して提出し、履行体制について明らかにしなければならない。

8 代金の請求及び支払について

- (1)発注者による検査に合格しなければ料金は支払わない。検査の結果、不合格であった場合は、速やかに手直し等を行い、再度、検査を受けること。
- (2)請求書の宛先は「官署支出官 長崎労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3)代金の請求は次のとおりにすること。

履行期間	請求月
令和7年 4月1日～令和7年9月30日	令和7年10月
令和7年10月1日～令和8年3月31日	令和8年 4月

- (4)請求書には、各官署の内訳を記載すること。
- (5)当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。

※4月の請求については、出納整理期間のため、できる限り早期(4月10日頃迄)に請求を行うこと。

9 その他の留意事項

担当者等提出される契約関係書類(契約書除く)については、押印の省略が可能であるが、事業者としての決定であること。押印省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合、契約の解除及び違約金の請求もある。

10 担当者

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル3階
長崎労働局総務部総務課会計第2係

電 話 095-801-0020

メールアドレス miyata-atsuhiko.y70@mhlw.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「×」を「@」に置き換えてください。